

米子市番号発券システム導入及び運用業務に係るプロポーザル実施要領

1 概要

(1) 目的

本市では、来庁者の窓口受付を円滑に行うとともに、窓口における混雑緩和や待ち時間の有効活用につなげることが喫緊の課題となっている。そのため、公募型プロポーザルで有益な企画提案を募集し、本市にとって最適な番号発券システムを導入することで、市民サービスの向上と職員の業務効率を向上させることを目的として実施するものである。

なお、本プロポーザルは、今後、補正予算として本市議会の予算議決を受ける前に実施する準備行為であり、議会において予算の減額又は否決があったときは実施の効力を失う場合がある。

(2) 業務概要

ア 番号発券システム導入

別途交付する「米子市番号発券システム導入及び運用業務仕様」（以下「仕様書」という。）で定める仕様に準拠した番号発券システム（以下「発券システム」という。）を市役所本庁舎 1 階フロア（市民一課、市民二課、保険年金課、障がい者支援課、長寿社会課、福祉課）に納品し設置する。

※各フロアの状況は別紙配置計画図のとおり。

イ 発券システムの運用

設置機器の操作研修及び運用支援を行う。

(3) 設置場所

米子市役所本庁舎 1 階フロア（市民一課、市民二課、保険年金課、障がい者支援課、長寿社会課、福祉課）

(4) 業務期間

契約締結の日から

①導入：令和 7 年 10 月 31 日まで

※仕様書 10（1）システムの納品・設置作業及び同（2）操作者説明会の開催を含む。

②運用：令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限額

提案上限額は、31,876 千円（税込み）とする。

提案上限額は、企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。なお、提案金額は提案上限額を超えてはならない。

(6) 支払い

本市の完了検査後に支払う。なお、本市と受託者の協議により、業務実績に応じた部分払も可とする。

(7) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 本業務と同様の番号発券システムについて、地方公共団体への導入及び運用の実績を有している者（過去５年以内に、３件以上）
- イ 米子市指名競争入札登録をしている業者は、米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- オ 米子市が課する税、料の滞納をしていないこと。

２ 手続

（１）担当部署

〒６８３－８６８６ 鳥取県米子市加茂町一丁目１番地

米子市市民生活部市民二課

電話：０８５９－２３－５３７８ E-mail：shimin-2@city.yonago.lg.jp

（２）提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式）１部を令和７年６月２７日正午までに持参又は書留郵便による郵送にて提出すること。

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和７年７月４日正午までに（１）の担当部署へ持参又は書留郵便による郵送（必着）により提出すること。

イの提出書類及び様式	提出部数、留意事項等
・企画提案書	１２部 ※任意様式 ※次の項目を必ず記載すること ・提案概要 ・納入スケジュール ・機器類の構成一覧 ・機器設置イメージ図 ・機器類の故障や保守に係る問い合わせの体制 ※提出期限後の提案書類に関する変更、差替え若しくは再提出は認めない。

【様式 1】役員等調書兼照会承諾書	1 部 ※押印すること
【様式 2】米子市番号発券システム導入業務及び運用業務に係る協力事業者申請書	1 部 ※協力事業者がある場合のみ提出 ※押印すること
【様式 3】仕様確認書	1 部
【任意様式】見積書	1 部 ※押印すること 消費税額がわかるよう記載すること
【任意様式】見積書内訳書	1 部 (5)に定める任意様式の見積内訳を 1 部添付すること
【様式 4】納税確認同意書	1 部 ※押印すること
【様式 5】辞退届	1 部 ※押印すること ※参加申し込み後に辞退する場合のみ提出

(3) 質問の方法

- ・説明会は実施しない。
- ・現地調査の日程については、令和 7 年 6 月 18 日午後 5 時までに担当部署へ電子メール又は電話で事前に相談のうえ報告すること。
- ・質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は持参により提出すること。
- ・提出期限は、令和 7 年 6 月 18 日午後 5 時までとする。
- ・回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問が無い場合には、掲載しない。
- ・最終の回答は、令和 7 年 6 月 25 日午後 5 時までに掲載する。

(4) 企画提案書について

本市に有益な提案を任意様式で作成すること。

(5) 見積内訳について

ハードウェア経費、導入作業経費、操作研修経費、運用保守経費が分かるように、任意様式の見積内訳を 1 部添付すること。

3 審査等

(1) 第 1 次審査

(ア) 参加申込者が 3 社を超えた場合には、「(2) 提出書類 イ 企画提案書等」で定めた提出書類及び様式について評価し、3 社を選出する。ただし、参加申込者が 3 社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

(イ) 審査結果の通知

第 1 次審査の結果について、令和 7 年 7 月 10 日までに全ての提案書提出者へ電子メール及び郵送で通知する。第 1 次審査合格者については、第 2 次審査実施日を併せて通知する。

(2) 第 2 次審査

(ア) プレゼンテーション等

- ・「(2) 提出書類 イ 企画提案書等」で定めた提出書類及び様式についての評価及びプレゼンテーションによる第2次審査を行う。
 - ・実施日は、令和7年7月中旬の予定
 - ・準備、質疑等を含めて1社あたり90分以内で、企画提案書に沿って説明すること。
 - ・本市庁舎において実施する予定で、100ボルト電源、延長コード及び投影用スクリーンは本市が準備するが、その他のパソコンやプロジェクター等の必要機材は提案者が持参すること。ネットワーク環境が無いので、プレゼンテーションの実施方法は考慮すること。
 - ・システム開発元等の担当者が同席して説明することは差し支えないが、プレゼンテーション開始時にその旨を説明すること。
- (イ) 最優秀案の選定と実務交渉
- 最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と契約に向けた交渉を開始する。
- (ウ) 審査結果の通知等
- 第2次審査の結果については、令和7年7月下旬に第2次審査対象者に文書で通知するとともに、米子市ホームページに掲載する。
- (3) 評価基準
- ・第1次審査は、企画提案評価員の代表者が評価区分Aにより採点する。ただし、参加申込者が3社を超えない場合は、第2次審査時に、企画提案評価員の代表者が評価区分Aにより採点する。
 - ・第2次審査は、複数名の企画提案評価員が「(2) 提出書類 イ 企画提案書等」で定めた提出書類及び様式及びプレゼンテーションを評価区分Bにより各自が採点し、項目ごとに平均点を取り、その平均点の合計により評価する。
 - ・評価区分A及び評価区分Bの合計点を提案者の評価点とする。
- なお、提案者の評価点が500点未満の場合は、合格としない。

評価区分	評価項目	配点（満点）
A	安全、確実に業務を遂行する能力があるか	200点
	価格点	200点
B	提案内容が本業務に必要な要件を満たしているか	200点
	本業務を正しく理解しているか	150点
	提案内容は実現可能か	150点
	提案内容を的確に、わかりやすく説明できているか	50点
	追加で有益な提案があるか	50点
合計		1000点

4 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行

う。この交渉が不調となったときは、第２次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

- (２) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

５ 日 程

質問書提出期限	令和７年６月１８日（水）
質問最終回答日時	令和７年６月２５日（水）
参加申込書提出期限	令和７年６月２７日（金）
企画提案書提出期限	令和７年７月４日（金）
第１次審査結果通知	令和７年７月１０日（木）
第２次審査プレゼンテーション	令和７年７月中旬
第２次審査結果通知	令和７年７月下旬

６ その他

- (１) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (２) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (３) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (４) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (５) 提出された企画提案書等は、米子市番号発券システム導入及び運用業務の受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。
- (６) 本プロポーザルにより選定された場合、契約後に、本市に対し、無断で仕様の縮小や削除が発覚した場合、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので特に留意すること。
- (７) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により業務が中止となった場合は、公告後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、本市は一切の責任を負わない。